

1 店舗が訓子府町店舗出店等支援事業に認定

認定審査会議が6月21日に開催され、下表のとおり町補助事業として認定されました。

事業名	申請者(事業主体)	事業内容
自己物件による起業 (自動車販売業)	遠藤 千尋	住所：訓子府町西幸町 12 番地 2 店舗：オートショップハッピー (仮) 店舗面積：491.2 m ² 業種・業態：自動車販売 (2 輪 / 4 輪)、カー用品販売

■問合せ 元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008 役場 1 階 窓口 11 番)

犬を飼っている方へのお願い

犬を飼っている方には飼い犬の登録をすること、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること、飼い犬に「鑑札」と「注射済票」を装着することが法律により義務付けられています。

○飼い犬の登録は済んでいますか

飼い犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にすることです。生後91日以上の子犬(室内犬を含む)の飼い主の方は、犬の登録をする必要があります。犬の登録は役場町民課で行っています。(登録料 3,000 円)

○毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか

日本では法律により飼い犬に年1回の接種が義務付けられていますので、必ず接種させてください。「注射済票」プレートは役場町民課で発行しています。(交付手数料 550 円)

○飼い犬に鑑札と注射済票を装着していますか

「鑑札」や「注射済票」は登録、または狂犬病予防注射を受けた犬であることの証明になりますので、必ず装着してください。「鑑札」を装着すると、記載の番号から犬の飼い主を特定することができますので、もしも迷い犬になってしまっても飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。



■問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203 役場 1 階 窓口 1 番)

8 月は道路ふれあい月間 道路の清掃にご協力を

安全で快適な道路環境を保つため、国土交通省では、8月10日を「道の日」と定め、8月を「道路ふれあい月間」としています。

建設工事や農作業などの車両の出入りに伴い、敷地出入口付近の道路の汚れが目につきます。

道路の管理上、または交通安全の面からも、道路を汚したときは、当事者が責任を持ってきれいに清掃をお願いします。

道路敷地内での工事、その他の行為については届け出が必要です。届け出がない場合は法律で罰せられることがありますので、事前にご相談ください。

■問合せ 建設課総務管理係 (☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 4 番)

地域包括支援センターだより

あいあい

これからまだまだ暑さは続きます。熱中症や脱水にならないように、こまめな水分摂取などを心掛けながら、適度に体を動かし、しっかり食事をとって、体調管理を行いましょう。

成年後見中核センターが設置されました

成年後見中核センターは高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談や利用の手伝いをします。

財産管理に関すること
物忘れが増えてお金の管理が不安

制度の利用に関すること
制度を利用する手続きが難しい

契約に関すること
悪質商法の被害にあっていないか心配

将来に関すること
障がいのあるわが子の将来が不安

このようなことでお困りの方は、訓子府町地域包括支援センター(総合福祉センター内: ☎ 47-5555)か、北見地域成年後見中核センター(北見市社会福祉協議会内: ☎ 61-8182)にご相談ください。
※成年後見制度中核機関とは成年後見制度利用促進基本計画に基づき、住民の皆さんが安心して生活できる地域づくりに必要となる権利擁護体制を構築したり、コーディネートする核となる機関です。

ささえあいサポーター養成講座

「ささえあいサポーター養成講座」を6月24日と7月1日に開催し、9人が参加しました。地域における「ささえあい」をモットーに「いつまでも元気」で活動的な毎日を送ることができるよう、まずはご自身の身体づくりを!

家族介護教室

今年度1回目の介護教室を6月11日と25日に開催しました。在宅で介護する上で「オムツ選び」、「移乗の介助」について学びました。現役の介護員による実技を含めた具体的な指導に参加した4人は、大満足の時間でした。

みんなのカフェ
「かなえーる」
「ほっとできる場」
「気軽に集える場」
として
どなたでも参加
できます

8月～10月までの開催予定

とき	ところ
8月 3日(水)	総合福祉センター 町公民館ロビー 移動かなえーる (サロンゆう)
9月 7日(水)	
10月 15日(土)	

※飲み物代・材料費は実費負担です。

9月1日から 「認知症ロビー展」 町公民館にて開催



ほとなまちをつくり隊 毎月第4木曜日 13時30分～15時30分 町公民館多目的ホール

4月から7月の例会では、地域の方の足(移動)について話し合いを行いました。「自分たちにできる工夫はどんなこと」、「もっと利用しやすくするには」と、それぞれ思うことを語り合い活動しています。

10月には「ほとなまちをつくり隊」主催で、イベントを行う予定です。気軽に足を運んでみてください。



■問合せ 福祉保健課高齢者支援係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)